五　地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六　私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第六十四条の三の次に次の四条を加える。

第六十四条の三の二　令第四十二条の四第一項（令第四十二条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下この条、第六十四条の三の四及び第六十四条の三の五において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第六十四条の三の三　令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第五十四条各号に掲げる給付とする。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十四条の三の四　令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十四条の三の五　令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第六十五条の四から第六十五条の六までを次のように改める。

第六十五条の四から第六十五条の六まで　削除

附則第一条の四第二項中「附則第七条において同じ。」を削る。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第七条の二を削る。

附則第十一条の二第一号中「認定月収額」を「障害福祉サービス（療養介護に限る。以下この号において同じ。）のあった月の属する年の前年（障害福祉サービスのあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他障害福祉サービスに要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」に改める。

附則第十一条の二第一号中「認定月収額」を「障害福祉サービス（療養介護に限る。以下この号において同じ。）のあった月の属する年の前年（障害福祉サービスのあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他は、同項第一号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下この条、第六十四条の三の四及び第六十四条の三の五において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第六十四条の三の三　令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第五十四条各号に掲げる給付とする。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十四条の三の四　令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十四条の三の五　令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第六十五条の四から第六十五条の六までを次のように改める。

第六十五条の四から第六十五条の六まで　削除

附則第一条の四第二項中「附則第七条において同じ。」を削る。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第七条の二を削る。

附則第十一条の二第一号中「認定月収額」を「障害福祉サービス（療養介護に限る。以下この号において同じ。）のあった月の属する年の前年（障害福祉サービスのあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他障害福祉サービスに要する費用に充てることができない収入として市町村が認めた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」に改める。

第二条　児童福祉法施行規則の一部改正）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一条を加える。

第二十五条の二の二　令第二十七条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第二十五条の三中「第二十七条の二第一項第二号」を「第二十七条の二第一項第四号」に改め、「同項第一号」の下に「から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号」を加え、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第二十五条の四から第二十五条の六までを次のように改める。

第二十五条の四から第二十五条の六まで　削除

第二十五条の十五第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第四号」に改める。

第二十五条の十六を次のように改める。

第二十五条の十六　削除

第二十五条の十七第一項第二号中「利用者負担世帯合算額」の下に「（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）」を加え、同項第三号中「に係る施設給付決定保護者利用者負担合算額」を「が同一の月に受けたサービスに係る令第二十七条の四第一項各号に掲げる額を合算した額」に改める。

第二十五条の十八中「第二十七条の二第一項第二号から第四号まで」を「第二十七条の二第一項第四号」に改める。

第二十五条の十九中「第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれか」を「第二十七条の二第一項第四号」に改める。

第二十五条の二十四の次に次の四条を加える。

第二十五条の二十四の二　令第二十七条の十一第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の三　令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金